

剣道称号（教士・錬士）認定講習会について

福岡市早良区剣道連盟
会長 高野 國雄

要項に記載されている事項と以下の部分が違いますので、ご留意下さい。

1. 申込み締め切り

令和2年6月26日（金）※期日厳守

2. 申込先

以下のいずれかにて、早良区剣道連盟 事務局あてに申込みください。

①メール sawara.kenren@gmail.com

※件名に「称号認定講習会」と記載ください。

②FAX 092-510-1476

3. 払込先

ゆうちょ銀行 01700-1-141871 野中一臣（ノナカカズオミ）

令和2年6月10日

連合地区・地域剣道連盟
事務局長 各位

公益社団法人福岡県剣道連盟 *
会 長 上田 憲幸
【公印省略】

剣道称号（教士・錬士）認定講習会の開催について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記講習会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に沿って、別紙要項のとおりの内容にて開催いたします。

つきましては、受講者へのご連絡をよろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場のアクション福岡の事情で午後からの開催となっておりますが、午前中からの開催が可能になった場合は、受講者へ直接連絡いたします。

また、剣道称号（教士・錬士）審査受審希望者は、審査会の過去1年以内のいずれかの称号認定講習会を受講しなければ受審できませんので、周知のほどお願いいたします。

剣道称号（教士・錬士）認定講習会実施要項

1. 日 時 令和2年7月18日（土） *下記時間・部屋は変更になることがあります。
受 付 午後 1 時 ～ （1階 多目的ホール）
講 習 午後 2 時 ～3時 30 分 （2階 第4研修室）
実 技 午後 3時 30 分～5 時 （1階 多目的ホール）
 2. 会 場 アクシオン福岡（福岡市博多区東平尾公園 2 丁目 1 - 4）
TEL：092-611-1717
 3. 講習内容 講師：岩熊昌毅（教士八段）・藤森晋作（教士八段）
剣道指導法、審判法、日本剣道形他
 4. 申込対象者
 - 教士号
剣道錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上経過（平成 30 年 11 月 30 日以前に取得した者）
全剣連社会体育指導者資格（上級）の認定を受けた者は、「教士」筆記試験を免除。
 - 錬士号
 - （1） 剣道六段受有者で、受有後 1 年以上経過（令和元年 11 月 30 日以前に取得した者）
 - （2） 剣道五段受有者で、受有後 10 年以上経過（平成 22 年 11 月 30 日以前に取得）し、かつ、
年齢 60 歳以上の者（称号・段位審査細則第 10 条 3 項による特例）
全剣連社会体育指導者資格（中級）の認定を受けた者は、「錬士」の小論文提出免除。
- (注) 筆記試験(教士)、小論文(錬士)の免除者であっても、必ず「認定講習会」を受講すること

※令和2年7月に称号認定講習会を受講した場合

①令和2年11月または令和3年4月の剣道称号〔教士〕筆記試験受審可能

②令和2年11月または令和3年5月の剣道称号〔錬士〕審査会受審可能

5. 受 講 料 錬士 3,100 円 教士 5,200 円

振込先：①福岡銀行 六本松支店 口座番号 普通 1082853

公益社団法人 福岡県剣道連盟 代表理事 上田 憲幸

②ゆうちょ銀行 口座番号 01750-2-109500

公益社団法人 福岡県剣道連盟

6. 服 装 夏の審判服 { 半袖カッター（白 ノーネクタイ）、ズボン（グレー 無地）
靴下（黒又は紺 無地）

7. 携行品 剣道着・袴・垂・木刀（太刀・小太刀）
剣道講習会資料、段位審査規則細則（当日、関係書籍の販売をいたします）
他筆記用具・マスク・水筒
新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト
8. 申込締切 令和2年7月10日（金）必着 厳守
9. 申込先 〒810-0052
福岡市中央区大濠 1-1-1 福岡武道館内（公社）福岡県剣道連盟
事務局次長：山口千草 TEL 092-712-1890 FAX 092-712-1891
E-mail: info@fukuoka-kendo.com
※地域剣道連盟で一括して別紙「申込書」で申し込むこと。（FAX・メール可）
10. 安全対策 受講者は、各自十分健康管理に留意して講習会に参加すること。
受講者は、健康保険証を持参のこと。
主催者において、講習実施中の傷害発生の場合は、応急処置を講じ、病院で治療を受けられるよう手配する。当日の治療費は自己負担とする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア. 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ③ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離は、できるだけ2m（最低1m）を目安に確保すること。
- ④ 当日は大きな声で会話しないこと。
- ⑤ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑥ 本講習会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、アクション福岡では6月10日現在、午後からの利用となっております。今後、午前中からの利用が可能となった場合は、受講者へ、ハガキにて時間変更のご連絡を差しあげます